

【7】僧院の建設

[0] 本節では、仏教において精舎がどのようにして建設されるようになったのか、釈尊はそれをなぜ許され、そしてそれは何時ごろのことであったのか、などを考えてみたい。

[1] 「律蔵」の臥坐具鍵度によれば、精舎建設が許された因縁は次のようであったとされている。

[1-1] 『パーリ律』は

その時世尊は王舎城の竹林迦蘭陀迦園に住されていた。その時世尊はまだ比丘たちのために臥坐処 (senāsana) を制されていなかった。そこで比丘らは阿蘭若処 (araññe) ・ 樹下 (rukkhamūle) ・ 山中 (pabbate) ・ 洞窟 (kanadarāyaṃ) ・ 山洞 (giriguhāyaṃ) ・ 塚間 (susāne) ・ 山林 (vanapatthe) ・ 露地 (ajjhokāse) ・ 藁積 (palālapuñje) の処々に住し (viharanti) 、時間になると (kālassa eva) 阿蘭若処・樹下・山中・洞窟・山洞・塚間・山林・露地・藁積の処々から出てきていた。

その時王舎城に長者があつて、比丘らを見て信仰心を起こし、比丘らに言った。「もし私が僧院 (vihāra) を作らせれば、私の僧院に住していただけますか (vaseyyātha me vihāreru) 」と。比丘らは「世尊は未だ僧院を許されていない」と答えた。長者はそれでは世尊に問い合わせてくださいというので、世尊にこの旨を告げると、世尊は「比丘らよ、五種の房舎 (pañca lenāni) を許す。僧院 (vihāra) ・ 平覆屋 (aḍḍhayoga) ・ 殿楼 (pāsāda) ・ 楼房 (hammiya) ・ 地窟 (guhā) である」といわれた。Vinaya (vol.II p.146)

他の漢訳もほぼ同じであるが、比丘らが住していたところのみを記せば、

『四分律』 (大正 22 p.936 下) : (耆闍崛山の) 在山窟中・水辺・樹下・石辺・若草上

『五分律』 (大正 22 p.166 中) : 阿練若処・山巖・樹下・露地・塚間是我住処

『十誦律』 (大正 23 p.243 上) : 山巖・竹林・樹下

とする。

このように比丘たちの住していたところを、ここでは山中・山巖・洞窟などとされるのであるが、これはこの舞台が周りを山に囲まれているというロケーションにある王舎城であるという特殊事情であつて、アンガを除けば釈尊の活動されたヒンドゥスタン平野には、他にこのような場所はない。

[1-2] ところで通説ではこのような記述をもって、仏教の比丘らは最初期は遍歴をしていたとする。しかし山中・洞窟・山洞・山林・山巖などは一処不住の遍歴にとっては必ずしも適当な場所ではなく、それに適するのは【4】の [2-3] にも書いたように、作業場、集会所、水を置く小屋、市場、工場、藁小屋、旅行者のための家であるとしなければならない。ここに描かれた比丘たちは山中・洞窟・山洞・山林・山巖を「臥坐処」として、「時間になると (kālassa eva) 」そこから王舎城の町に乞食に来ていたのである。

このように僧院が建設される前には確かに比丘らは阿蘭若処や樹下などに住していたのであるが、しかしそれは「遍歴」していたことを示すわけではないことを注意しなければならない。

[1-3] これに続いて『パーリ律』は、許しを得た長者（『十誦律』は跋提居士）は「1日にして60の精舎を建設した（*ekāhan' eva satṭhiṃ vihārepatitṭhāpesi*）」とし、『四分律』は「耆闍崛山において六十の別房を作った」とし、これを聞いた瓶沙王は迦蘭陀竹園に大講堂を作り、檀越らが楼閣舎・毘摩那房・種々の房を作ったとし、『五分律』は「其の日をもってして六十房舎を造った」とし、『十誦律』は高広に巖好し雑色もて彩画された諸房舎を作ったとする。

『パーリ律』や『五分律』がいうように、そして『四分律』も本来の伝承はそうであったと思われるのであるが、おそらく長者は1日に60と表現されるような多くの僧院を作ったのであろう。したがってそれらはおそらくは掘り立て小屋のようなものであったものと考えられる。『パーリ律』はすでにその時に、釈尊は僧院・平覆屋・殿楼・楼房・地窟⁽¹⁾などを許可されたとしているが、これは四依法の「樹下座」の「余得」として上げられるもので、他の漢訳律はこれには言及しないから、これは後に挿入されたものであろう。また『四分律』が瓶沙王などが竹林園に大講堂や楼閣舎・毘摩那房・種々の房などを作ったというのは、さらに後になってからのことであろう。

(1) これらがどのような建造物であったかについては、佐々木閑『出家とはなにか』（大蔵出版 1999.9）p.109以降に詳しい考察がある。

[2] ところで長者はどのような理由で僧院を寄進しようと考え、釈尊はどのような理由でこれを受けられたのであろうか。

[2-1] この部分の記述にはそのようなことを示唆するものは含まれていないが、おそらく長者は毎朝毎朝山の中から王舎城の町中に降りて来て乞食する比丘らの姿をみて、単純にその不便さを解消するために申し入れたのではなかろうか。したがってどの律にも明示されているわけではなく、また『四分律』は耆闍崛山にというのであるが、長者が60の房舎を作った場所は、おそらくはすでに寄進されていた竹林園であったものと考えられる。耆闍崛山など王舎城の周りの山では、屋根のある住まいを建てることができたとしても、乞食には従前通りに不便であったであろうからである。

[2-2] それではなぜこのような問題がこれまでに起こらなかったのかといえば、ウルヴェーラー時代の「仏を上首とするサンガ」のメンバーは主に三迦葉の弟子たちであって、彼らはすべて螺髻梵志（*jaṭila*）であり、螺髻梵志は「モノグラフ」第7号に掲載した【論文6】「原始仏教聖典におけるバラモン修行者——*jaṭila*（螺髻梵志）と *vānaprastha*（林住者）——」において考察したように、アーシュラマ（*assama*）と称される特定の地域に、銘々がすでに自分たちの草庵（*paṇṇasālā*）を作って住んでいたのであるから、住居には困らなかったであろう。しかもかれらはばらばらに住していたとしても、一定の居住地区（アーシュラマ）で集団をも形成していたのであるから、釈尊が集団を指導する際にそれほど困難は感じなかったのであろう。

ところでこの三迦葉の弟子たちは総計で1,000人であったとされるようにかなりの大集団であって、この大集団がそのまま王舎城に移住してきたのであるから、雨露を防ぐ住処を確保することが難しく、そこで王舎城周辺の山間地にばらばらに住することになったのであろう。

この後にさらにサンジャヤの弟子であった舍利弗・目連とその 250 人の仲間たちが釈尊の弟子となった。彼らを『パーリ律』は‘paribbājaka’とし、『四分律』や『五分律』はサンジャヤを「梵志」とし、『根本有部律』は「教師」とするが、彼らも集団生活をしてきたように描かれている。そしてその場所を『五分律』は王舎城中の那羅陀という邑であったとするが、『パーリ律』『四分律』は王舎城とするのみである。おそらく舍利弗は王舎城の近隣の村落に住していて、王舎城に乞食に来てアッサジと出会い、縁起法頌を聞いてすぐさま法眼浄を得たということになるのであろう。これを目連に伝えたと、これも直ちに法眼浄を得て、250 人の仲間といっしょにサンジャヤに別れを告げて、竹林におられる釈尊のところに来て釈尊の弟子となったとされているから、彼らもまたもとの住処を捨て、新たな住処を確保する必要が生じたのであろう。

長者はそれを見かねたのであり、しかも財力があって、その上に竹林園というあつらえ向きの建設地がすでにあったのであるから、自然の流れとしてここに精舎が建設されることになったものと考えられる。

[2-3] それでは釈尊はなぜこれを受けられたのであろうか。それはこの頃に、新しく弟子となった者は 10 年のあいだ和尚について仏教の修行者としての基礎を勉強しなければならぬという和尚と弟子の制度が制定されたことと関係があるであろう。和尚 (upajjhāya) から子として指導を受け、父として和尚に仕えるべき弟子は「共住弟子 (saddhivihārika)」と呼ばれ、また和尚に何らかの支障が生じたときのその代りの指導者としての阿闍梨 (ācariya) の弟子は「内住者 (antevāsika, antevāsin)」と呼ばれるように、弟子たちは住み込みの徒弟のように、朝から晩まで和尚・阿闍梨と起居を共にするのであり、そのためにはただひとり住む草庵に代る、より大きななんらかの施設を必要としたであろう。

そしてこの和尚と弟子の制は、すでに述べたように新参比丘たちの不行儀を咎める世間の非難を回避するために講じられた措置であり、また仏教を安定的に発展させるためにも、また仏道修行をする上からも必要であったからであって、したがって僧院の建設は、単なる生活上の便宜のみでなく、このような内的要因によって建設されるようになったと考えるべきであろう。したがってこの掘っ立て小屋のような「僧院 (vihāra)」と、今まで螺髻梵志たちが住していたアーシュラムの「草庵 (paṇṇasālā)」との大きな相違は、後者が一人住むことを前提としたものであったに対して、前者が 3, 4 人の共住が可能な程度の大きさをもっていたであろうということである。

また僧院の建設が許可された大きなもう一つの理由には、この和尚と弟子の制の制定と同じ頃に授具足戒の制度が三歸具足戒から白四羯磨具足戒に改定され、これによってサンガが形成されたということがあったであろう。白四羯磨は会議を行って集団の意思を決定することであって、そのためには何らかの施設を必要としたであろうからである。しかもそれはほとんど必要最低人数が 10 人以上と定められたから、より大きな施設が要求されることになった。

そしてさらにこの頃に制定されたであろう布薩の制にとっても⁽¹⁾、大きな屋根のある施設は必要であった。布薩はその界に住するすべての比丘が集まらなければ成立しないから、おそらく王舎城などの大都會では、かなりの人数が集まったであろう。もちろん布薩は屋根のあるところで行えなければ行えないというものではなかったが、毎月 2 回、新月と満月の日に

催され、雨の日もあれば、雨期の時節もあるのであるから、屋根があるにこしたことはなかったからである。

そしてもちろんその根底には、釈尊自身や弟子たちの生活においては遍歴が常態ではなかったということがあったことはいうまでもない。もし定住という基本的な生活形態がなければ、僧院も建設されなかったであろうし、また白四羯磨具足戒の制も、布薩の制も制定されず、またサンガも形成されなかったであろう。釈尊が遍歴という修行・生活形態を選ばれず、定住を中心とされたのは、深いところでその世界観やそのめざす悟りの内容と結びついているのである。

- (1) この頃に布薩の制が定められたと考える理由は、①布薩の制はすべての律が共通して、釈尊が王舎城におられた時に制定されたとすること、②全国に散在する「仏弟子たちのサンガ」が形成されたということは、この時に同時に「釈尊のサンガ」が形成されたということになり、そのためには「仏弟子たちのサンガ」を「釈尊のサンガ」として釈尊のもとに統一するために重要なシステムであった布薩の制も制定されていなければならないこと、③布薩は「説戒」ともいわれるように、波羅提木叉を誦することが行事の重要な内容であるが、おそらくこのころに基礎的な波羅提木叉も制定されたと考えられること、などである。詳しくは「モノグラフ」第13号に掲載した【論文14】「『釈尊のサンガ』論」を参照されたい。

[3] それでは竹林精舎の建設はいつのことであったのであろうか。

外的事実からいえば、それは釈尊が王舎城に移られ、ピンピサーラ王によって竹林園が寄進された後であることは、60の房舎がピンピサーラ王によってすでに寄進されていた竹林園に建設されたであろうことから明かである。そしてこの「臥坐具鍵度」では、この後に祇園精舎の建設の因縁譚が続くのであるから、祇園精舎が建設されるよりも前ということになる。前述したように竹林園の寄進が成道10年であり、祇園精舎の建設が釈尊の雨安居地伝承からいえば成道14年とされるから、竹林園に房舎が建設されたのは成道10年から14年までの間ということになる。

また前項で述べたように、竹林園に建設された竹林精舎が、和尚と弟子の制が制定され、白四羯磨具足戒法や布薩の制が制定されたという内的必然性を加味すれば、それは成道12、3年ということになるから、よりその時期は限定されることになる。

[4] なお竹林精舎が建設された時期にはすでに多くの仏弟子たちが地方に派遣され、そこに留まって布教活動に従事していた。そして間もなく和尚と弟子の制や、白四羯磨による具足戒制度が制定されてサンガが形成され、「釈尊のサンガ」を維持するためのシステムであった布薩の制も制定されたのであるから、王舎城に精舎が建設されると同時に、おそらく各地方でも僧院が建設される動きが始まったものと考えられる。